

# 歳末特別警戒実施中

令和6年12月1日（日）～12月31日（火）



## 嫁が島

### 活動重点

- 1 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止
- 2 子供、女性を狙った犯罪被害防止
- 3 金融機関、深夜営業店等を対象とした強盗事件等被害防止
- 4 深夜帯における住宅地周辺の警戒活動の強化
- 5 夕暮れ時から夜間における交通事故防止と飲酒運転の根絶



発行

松江駅前交番  
TEL・FAX  
22-3254

松江警察署  
QR



### 自転車の酒気帯び運転及び幫助

違反者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類提供者・同乗者

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



11月から  
罰則強化

自転車もお酒を飲んで乗ったら **飲酒運転**



### 芋掘り体験

10月30日に白潟農園ファームで白潟幼稚園、中央幼稚園の皆さんと芋掘りを行いました。  
大きくなった芋を手にとって大喜びでした。



## 闇バイトは犯罪です

#短時間  
高額収入!

< ★【公式】高額バイト紹介

ホワイトな高額案件  
荷物を運ぶだけの  
超簡単な  
アルバイトあります。

#短期  
バイト

#ホワイト  
案件

闇バイトに手を出すと、送った個人情報から「危害を加える」と脅されます。あなたが逮捕されるまでやめられません。

- ▶ 闇バイトから抜け出せない
- ▶ 脅されている
- ▶ 申し込んでしまった

すぐ警察【#9110】  
に相談してください

〈松江警察署からのお知らせ〉

# 12月10日から16日までは 『北朝鮮人権侵害問題啓発週間』です

## 北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは？

平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。この法律は、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的としています。

**必ず**  
**取り戻す**

北朝鮮  
人権侵害問題  
啓発週間  
12月10日~16日

拉致被害者の日も早い帰国を目指し、政府は全力で取り組んでまいります。

**拉致問題の解決**のためには、  
私たち一人ひとりの強い思いが必要です。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

- 拉致問題対策本部ホームページ <https://www.rachi.go.jp/>
- 法務省ホームページ <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken/>

### 北朝鮮による拉致容疑事案

警察では現在、19人を拉致被害者として判断するとともに、北朝鮮工作人員等10人について国際手配を行っています。

また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者について、警察では関係機関と連携して、徹底した捜査・調査を行っています。

島根県警察のホームページにも「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」として紹介していますので、ホームページをご覧ください。また、情報提供をお願いします。

政府主催 **拉致問題に関するシンポジウム**

※詳細は、各都道府県拉致問題対策本部ホームページに掲載されます。政府拉致問題対策本部公式動画チャンネル

日程 **12月14日(土)** 場所 **イノホール**  
(東京都千代田区内幸町2-1-1)

主催 政府 拉致問題対策本部・法務省 お問い合わせ先 **03-3581-8898**

**情報提供をお願いします！！**

～連絡先～

島根県松江警察署

島根県松江警察署駅前交番

0852-28-0110

0852-22-3254



県警HPはこちら